

# 歯科関係者講習会実施要綱

## 歯科医療関係者感染症予防講習会

### 1. 目的

歯科医療従事者に対してH I VウイルスやH B Vウイルス、新型コロナウイルス等の特徴を踏まえた院内感染対策等に関する講習を行い、歯科保健医療の安全の確保を図ることを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「歯科医療関係者感染症予防講習会実施団体公募要領」により選定された団体とする。

なお、事業の実施に当たっては、歯科関係団体の協力を得て実施することができるものとする。

### 3. 事業内容

- (1) 感染症予防講習会を開催する。また、新型コロナウイルスの特徴を踏まえた院内感染対策に関するeラーニング教材を作成するとともに、ウェブサイトに公開し管理を行う。
- (2) 受講対象者は、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士等の歯科医療関係者とする。
- (3) 講習内容は、H I VウイルスやH B Vウイルス、新型コロナウイルス等の特徴を踏まえた院内感染対策等、歯科医療及び歯科衛生の安全を図るために必要とされる事項に関する講義及び実習とする。
- (4) 感染症予防講習会の講習期間中は、専門に利用できる部屋が確保でき、また、教室、演習室は、採光、換気等が適当であり、学習環境への配慮が行えるものとする。
- (5) 感染症予防講習会の受講者の宿泊費、食費、交通費等は受講者の負担とする。